

## ⇒ 論 説 ⇐

### 1985年英国会社法及び国際会計基準における連結のれん認識時の処理

— Taylor 所説及び Dodge 所説を拠り所として —

神 納 樹 史

#### 1. 本稿の目的

企業会計基準委員会（ASBJ）事務局は、国際会計基準審議会（IASB）からの依頼により、欧州財務報告諮問グループ（EFRAG）事務局と共同で行った「のれん及び減損に関する定量的調査」で得られたデータを、これまで、2016年5月のIASBボード会議においてEFRAG事務局とともに報告を行ったほか、そこで聞かれた意見を反映して更新した資料に基づき、2016年7月の会計基準アドバイザー・フォーラム（ASAF）会議においてEFRAGとともに報告を行った（榎 [2016] p.37）。同報告では、のれんを非償却とするアプローチが適切であったか否かについてIFRS第3号の適用後レビュー（PIR）に含めて検討したものである<sup>1</sup>。2016年2月及び3月に開催されたIASB会議においても、のれん認識後の会計処理について検討された<sup>2</sup>。ここで示された処理の一つとして「のれんの個別の構成要素ごとの会計処理」がある。これは、米国のSFAS141でも取り上げられたものである（SFAS141, par.B102）<sup>3</sup>。この処理は、のれんを算出する際には、親会社の投資原価と子会社の純資産の差額をまず求め、さらにこの差額の構成要素を検討して、のれんとするかどうかを決定するものである。IASBのED3には、全く同じではないものの、似た説明が盛り込まれていることも指摘されている（IFRS3, par.3 BC313）。

<sup>1</sup> 榎 [2016] による調査結果として、2007年以降、4カ国・地域において企業ののれん残高が増加傾向を辿り、米国では2014年の金額は2007年比で約30%増加しているとのことである。また、一社あたりののれんの額にすると、米欧は約55億ドル、豪州は10億ドル、日本は4億ドル増加し、2014年の対純資産（のれん／純資産）の割合では、欧米ではのれんが純資産の30%程度を占める一方、豪州は21%、日本は%に止まったとのことである。

<sup>2</sup> 2016年2月及び3月に開催されたIASB会議では、①償却と減損モデル、②のれんの個別の構成要素ごとの会計処理、③のれんの直接償却、④減損のみモデル（現行のまま減損のみを行う）の4つのアプローチが提示されていた。なお、このうち④のアプローチがIASBでは推奨され（IAS36）、①のアプローチは現行の日本基準で採用されている。

<sup>3</sup> SFAS141 par.B102によると、のれんは、親会社の投資原価と子会社の純資産の差額として計上されるが、この差額には、次の6つの要素が含まれている。①被取得企業の識別可能純資産の評価額の過少分、②被取得企業の識別可能資産として認識されない資産、③被取得企業の超過収益力、④企業結合によって新たに創出される相乗効果、⑤買収対価（発行株式金額）の過大評価、⑥買収対価の過剰支払である。このうち概念上、本来ののれんの要素は③④であり、コアのれん（core goodwill）と呼ばれている。①、②は被取得企業の識別可能純資産の認識・測定の不備、⑤は対価の測定誤差、⑥は損失である（SFAS141, pars.B103-B105）。①、②、⑤は、会計手続を厳格に適用することにより排除すべきものであり、⑥はのれんの減損損失として処理されるべきであるとしたものである。

このようにわが国ではのれん認識後の処理に焦点があてられているが、IASB 及び米国では、のれん認識後の処理を検討するに際して、のれんそのものを見直している。そこで、本稿では、のれんの算出方法を取り上げることとする。なお、「企業結合会計においても、のれんの発生は特にやりがいのある会計上の論点である」ことが指摘されている (Schwencke [2002] p.2)。

ところで、連結財務諸表が財務報告制度において主たる財務諸表となったのは、1990年代後半以降、会計基準の精力的な制定・改訂、いわゆる会計ビッグバンが進行したことと関係している。会計ビッグバンを通じて設定された新たな会計基準の実施及び商法の改正等に伴う適用指針等の整備に注力してきたのが ASBJ である。すなわち、この15年間は ASBJ という民間の主体が作成してきており、これは我が国において類例をみない取組みであった。民間の主体が会計制度を整備しているのは、日本だけではなく、既に米国等で見られたことである。このとき、会計基準と証券市場との係わり合いも重視されてきた。ところが、英国における会計開示は、主として会社法によって行われることが指摘されている (武田 [1982] p.441)<sup>4</sup>。すなわち、連結会計も会社法と関連して論じられてきたようである。また、武田 [1982] は、EC 指令に基づいている1980年会社法までを取り上げ、検討している。しかし IASC から IAS27「連結財務諸表及び子会社に対する投資の会計処理」が公表されたのが1989年であったことから、1980年代には英国が IASC の影響をそれほど受けずに色々と検討していたことが推察される。そこで、本稿では、主に1985年会社法と関連させて連結会計を論じている Taylor [1996] 及び Dodge [1996] を取り上げる。なお、1985年会社法は、2006年会社法が1985年の会社法のほとんどすべての条文を見直すまで、会社総括法であったとされているものである (川島, 中村 [2008] p.363)<sup>5</sup>。わが国の会計制度といった場合、従来から会社法 (商法) と金融商品取引法 (証券取引法) が取り上げられてきたことから、何らかの示唆が得られるのではないかと考えている。本稿では、まず英国の1985年会社法の連結会計におけるのれんの発生時の処理を、次に英国の連結会計の特徴が明らかになるように国際会計基準の連結会計も取り上げて、のれん算出時の処理を検討することとする<sup>6</sup>。

<sup>4</sup> イギリスがヨーロッパ共同体の加盟国であり、ローマ条約54条3項g号に基づき加盟各国の会社法と調整をはかることになっていたからのものである (武田 [1982] p.441)。

<sup>5</sup> 1985年会社法は、1989年によって改正された1989年会社法において企業結合会計が制定されたようである。なお、Dodge [1996] では、会社法と企業集団の計算書の関わりの変遷にも取り上げられていた (Dodge [1996] p.10)。イギリスでは1939年にロンドン証券取引所で企業集団計算書の作成が要求され、1947年会社法で企業集団計算書の作成が規定され、のちに1948年会社法で連結財務諸表となった。ただし、1948年会社法は、連結計算書以外の計算書も、企業集団には認めていた。1948年と1989年の間には、企業集団の計算書に関する基本的には、法律の観点では変化がなかった。会計基準のほうでは、1978年に公表された SSAP14 が、1976年公表の IAS3 連結財務諸表を受け入れてから、連結計算書の作成を企業集団に要求するようになった。このように、イギリスでは、会社法が会計基準よりも先行して、企業集団の計算書を要求していったのである。なお、Dodge [1996] が、1985年会社法を基に連結計算書の作成を論じたのは、企業集団計算書の目的を制度上明確にしたからである (Dodge [1996] p.3)。

<sup>6</sup> 2016年にイギリスがEU離脱することを国民投票により決めた。Gallimberti, Marra & Prencipe [2013] によれば、欧州は、1990年代からIASを採用することを決めた (Gallimberti, Marra & Prencipe [2013] pp.22-23)。このことから、イギリスのIAS、IFRS採用の方向性も関心が寄せられるであろう。もっとも、スイスは連結財務諸表を作成するにあたり、IFRSかUSGAAPのいずれかを、連結財務諸表作成時には上場企業には要求しているようである (Gallimberti, Marra & Prencipe [2013] p.33)。イギリスが、スイスのような道を進むのだろうか。それとも、独自の路線を歩むことになるのだろうか。国際会計基準の設定団体であるIASBがイギリスのロンドンにあることから、そうしたことは考えられないかもしれないが、イギリスの会計制度の方向性も今後の検討の対象としていきたい。

## 2. 1985年英国会社法の時期ののれん

Taylor [1996] によると英国の合併会計は1981年会社法により行われ、1985年に SSAP23「取得及び合併」が公表された (Taylor [1996] p.35)。Taylor [1996] によると、連結財務諸表の作成は、取得会計と類似しており、持分というよりも、子会社の資産、負債そしてのれんを個々に取得したと考えるものである (Taylor [1996] p.38)。のれんについては、企業集団に「新しい」歴史原価を反映するために、子会社の識別可能資産及び負債を取得日の公正価値で再表示することとなり、この再表示されたものと取得対価との差額としている (Taylor [1996] p.38)<sup>7</sup>。会社法の影響を受けているものとして、消去すべき剰余金が明らかにされていなかったことを挙げ、それは、1985年会社法の s27 が企業集団に要求していたのは、「真実かつ公正な概観」を示すための計算書、すなわち親会社の持分を詳細に示す連結財務諸表の作成であったとしている (Taylor p.48)。また会社法における「真実かつ公正な概観」が、既述の子会社の識別可能資産及び負債の公正価値への評価替え、そして取得会計の導入を正当化したようである (Taylor p.62)。

なお、「真実かつ公正な概観」は、「貸借対照表は期末現在における会社の業績状態に関して真実かつ公正な概観を、損益計算書は会計期間の会社の損益に関して真実かつ公正な概観を表示しなければならない」と規定されているものである (1985年会社法228条2項)。既述のように1985年会社法が公表される前までを取り扱った武田 [1982] は、会社法が「真実かつ公正な概観」を定義していないことを指摘し、「真実かつ公正な概観」を構成するものは、そのときにおける適切な会計実務の基準を参考にして、裁判所によって決定されることになると述べている (武田 [1982] pp.440~441)。その後公表された1989年会社法における「真実かつ公正な概観」を取り上げた菊谷 [2005] は、次の規定を拠り所として、会社の取締役は「真実かつ公正な概観の最優先」を楯に、成分化された会計規定から離脱することもできると述べている (菊谷 [2005] p.49)。「特定の状況において、当該規定の準拠が真実かつ公正な概観を付与する要請と一致しない場合には、真実かつ公正な概観を示すのに必要な範囲内で取締役はその規定から離脱しなければならない。離脱の明細、その理由及び影響を計算書類の脚注に記載しなければならない」と規定されている (1989年会社法第226条第1項(5))<sup>8</sup>。

一方、Dodge [1996] も、Taylor [1996] と同じように1985年の会社法を取り上げている。のれんを、企業全体の評価を反映する投資額と、企業の識別可能な資産及び負債の合計額の差額であるとしている (Dodge [1996] p.30)。

<sup>7</sup> イギリスでは、IAS22で示されていた再評価法を受け入れられずに、禁止されていたとも指摘されていたが (Schwencke [2002] p.215)、Taylor [1996] の時代はそうではなかったようである。なお、イギリスが再評価法を受け入れなかった理由については、Schwencke [2002] は述べていない。

<sup>8</sup> 本文で取り上げた背景を踏まえ、RHM社、GM社等は、当該会社のより現実的な価値を提示するために、買取ブランドだけではなく自社開発ブランドを無形固定資産として貸借対照表に計上した事例を紹介している (菊谷 [2009] p.49)。

さらに、彼は「識別可能」という言葉を、より検討する必要があるとして、1985年会社法とFRS6を比較している(Dodge [1996] p.31)。武田 [1982]によると、「真実かつ公正な概観」は一般に認められた会計基準及び標準的会計実務書についても言及していないし、これらの会計基準に従うべきではないとのことであったが(武田 [1982] p.440)、Dodge [1996]によると、FRS6「取得及び合併」が標準的会計実務書として採用されていたことが伺われる。

Dodge [1996]は、1985年会社法とFRS6を比較して、双方の共通点と相違点を次のように述べている(Dodge [1996] p.31)。共通点としては、取得された識別可能な資産は、取得日の「公正価額」で連結貸借対照表に算入する点である。そこで、取得するために支払った額と取得日の企業の識別可能な資産及び負債に配分される公正価額の差額は、のれんとして処理されることとなる。相違点としては、会社法の公正価額の定義はなく、SSAP22「のれんの処理」の公正価額の定義はきちんと規定されていなかったため、解釈及び乱用に大いにつながるようになったとのことである。そこで、1994年9月に公表したFRS7「取得会計における公正価額」で、これらの乱用を防ぐために会計規制によって様々な試みがされたとのことであるが、その内容は明らかにはされていない。また、取得会計における買入のれんの算出について、会社法とFRS6では次のような違いがあるとのことである(Dodge [1996] p.31)。FRS6及びSSAP22は、取得原価と(SSAP22が、識別可能というよりもむしろ「個別」という言葉を使用しているけれども)取得された識別可能純資産の公正価額の差額としてのれんを認識する(FRS6のpar. 20及びSSAP22のpars. 26~28)。会社法は、取得原価と修正された資本及び剰余金の差額としてのれんを認識する(1985年の会社法4A par. 9(4)及び9(5))。

このように、FRS6及びSSAP22は、純資産という言葉を用いているのに対して、会社法は、資本金及び剰余金という言葉を用いている。さらに、彼は会社法の「修正された資本金及び剰余金」という言葉に言及して、取得会社の識別可能な資産及び負債の簿価と公正価額の差額に対する再評価剰余金を創出した後で、(取得日の)取得会社の資本金及び剰余金合計となっている。しかしながら、「『修正された資本金及び剰余金』の数値は、『識別可能な純資産の公正価額』と同じであるという考え方は、あなたに幸せをもたらす」と述べていることから、これらの違いがのれんの金額に違いをもたらすことにはならないようである(Dodge [1996] p.32)。また、「識別可能」について、「分離可能」と比較しながらも検討している(Dodge [1996] p.32)。会社法のpar. 9(2)(付録のセクションA)は、個々に処分できるものが分離可能なものであり、企業全体の不可欠な部分であるものが識別可能なものとしている。のれんは、後者に該当するとしている。のれんと似ているものの、違うものとして、ブランドを挙げている。のれんとの違いは、ブランドは企業から区別することが可能であり、単独で資産として売却することが可能な点にあるとしている。

次に、のれんの算出を取り上げる。

Taylor [1996]は、のれんを、取得した持分に対する投資の超過額であるとし、次の算式を示している(Taylor [1996] p.85)。



### 3. 国際会計基準ののれんの計算

国際会計基準は、のれんについて次のように規定している（IFRS3, par.32）。

取得企業は、次の(a)が(b)を超過する額として測定した、取得日時点ののれんを認識しなければならない。

(a)次の総計

(i)本基準に従って測定した、移転された対価。これは通常、取得日公正価値が要求される。

(ii)本基準に従って測定した、被取得企業のすべての非支配持分の金額

(b)本基準に従って測定した、取得した識別可能な資産及び引き受けた負債の取得日における正味の金額。

このように、のれんは(a)が(b)を控除した差額として間接的に測定することとしている（IFRS3, par.BC312, BC328参照）。これは、のれんが、企業結合で取得した、個別に識別されず独立して認識されない他の資産から生じる将来の経済的便益を表す資産と定義されているからである（IFRS3 付録A）。すなわち、のれんそのものを直接的に測定することができないからである。このようにのれんを差額として捉えている点では、Taylor [1996] 及び Dodge [1996] と同じである。ただし、彼らはのれんの測定までは言及していなかった。

また、IASB は、のれんについて資産の要件を満たすかどうか、次の6つの構成要素に分けて検討している（IFRS3, par.BC313）。

構成要素1 - 取得日時点の被取得企業の純資産の帳簿価額に対する公正価値の超過分

構成要素2 - 被取得企業が以前に認識していなかったその他の純資産の公正価値。それらは、認識の規準に合致していなかった（おそらく、測定上の困難のため）か、当該資産の認識を禁止する要求事項か、又は被取得企業が当該資産を個別に認識する費用は便益によっても正当化されるものではないという理由により、認識されていなかったのかもしれない。

構成要素3 - 被取得企業の既存の事業における継続企業要素の公正価値。継続企業要素は、当該純資産を別々に取得しなければならなかったとした場合に予想されるよりも高い収益率を、確立された事業が純資産の集合体に対して稼得する能力を表すものである。当該価値は、当該事業の純資産の相乗効果及びその他の便益（例えば、独占的利益を得る能力や、法的及び取引コストの両面からの潜在的な競争者の市場への参入に対する障壁を含む、市場の不完全性に関する要因など）から生じる。

構成要素4 - 取得企業と被取得企業の純資産及び事業を結合することにより期待される相乗効果及びその他の便益の公正価値。当該相乗効果及びその他の便益は、企業結合ごとに特有のものであり、異なる企業結合では異なる相乗効果が創出され、したがって異なる価値が創出されることになる。

構成要素5 - 提示する対価を評価する際の誤謬により生じた、取得企業が支払う対価の過大

評価。全額現金での取引における購入価格では、測定上の誤謬は関係しないが、取得企業の持分が関連する取引に関しては必ずしも同じことはいえない、例えば、日常的に取引される普通株式の数は、企業結合で発行される株式の数と比較して少ないかもしれない。その場合には、企業結合を実行するために発行された株式のすべてに現在の市場価格を帰属させることで、当該株式を現金で売買して、その現金を企業結合に使用する場合の株式の価値よりも、高い価値を創出することになる。

構成要素6 - 取得企業による過大支払又は過少支払。例えば、被取得企業に対する入札の過程で価格が引き上げられる場合に過大支払が生じるかもしれない。過少支払は強制売却（投売りとも呼ばれる）の場合には生じるかもしれない。

このうち、最初の構成要素1, 2については、両方とも被取得企業に関係するものであり、概念的にはのれんの一部にはならないとし、構成要素1についてはそれ自体は資産ではなく、構成要素2は個別資産として認識される無形資産を反映するとしている（IFRS3, par.BC314）。構成要素5, 6は、取得企業に関係するものの、概念的にはのれんの一部ではなく、資産でもないとしている（IFRS3, par.BC315）。構成要素3, 4がのれんの一部であり、「コアのれん」と表現し、さらに次のように規定している（IFRS3, par.BC316）構成要素3は、被取得企業に関係するものであり、被取得企業の純資産の超過集合価値を反映している。構成要素4は、被取得企業と取得企業のどちらにも関係しており、企業結合により創出された超過集合価値すなわち事業を結合することで期待される相乗効果を反映しているとしている。このように、IFRS3における「コアのれん」は、被取得企業が有していた未認識の既存ののれん及び企業結合から期待されるシナジーの2つの要素から構成されている。もっとも、のれんは差額で算定されるため、既述の構成要素1, 2, 5が、資産及び負債等の公正価値の測定誤差及び認識すべき資産及び負債が認識されないといった認識誤差などから「コアのれん」に該当しない金額がのれんに紛れ込む可能性がある。このような要素がのれんの算定額に紛れ込まないように、企業結合の会計処理の際に、取得価額及び被取得純資産（取得資産及び引受負債の公正価値測定）の両方に対する公正価値測定の徹底、および被取得企業が見認識であっても、IFRSに従って被取得企業の資産及び負債を認識する手続きが設けられている（IFRS3, par.BC317）。一方、Taylor [1996] 及び Dodge [1996] では、IFRSのように投資と資本を相殺消去した際に生じる差額の構成要素までは述べていなかった。

IFRS3は、のれんを測定するために、測定の取得日公正価値及び取得企業の被取得企業に対する持分を使用するとしている（IFRS3, par.BC330, BC332）。一方、Dodge [1996]によれば、会社法は「資本金及び剰余金」としていた。被取得企業を持分としているIFRS3と比較すると、投資額と相殺する項目をより明確にしていると思われる。被取得企業に対する持分については、取得企業が被取得企業の持分を部分保有している場合には、非支配株主持分が存在している。非支配株主持分については、子会社に対する持分のうち親会社に直接または間接的に帰

属しないものをいうと規定している（IFRS3 付録A）。支配獲得日における非支配持分帰属額の測定方法は、支配を獲得した子会社ごとに、①支配獲得日に非支配持分の公正価値、②支配獲得日の識別可能な純資産に対する非支配持分割合の2つの方法から選択適用する（IFRS3 par.18, BC217-BC218）。

このように非支配株主持分を再評価して、のれんを算出するのに対して、Taylor [1996] 及び Dodge [1996] は、投資額がのれん算出の基になっていた。Taylor [1996] 及び Dodge [1996] は、親会社側からのれんを計算しようとした。そのため、親会社の持分相当額の中のれんのみを認識する、いわば買入のれん説が採られたと考えられる。

以上の規定を基に、のれんの算定方法を次の設例で確認することとする。

#### [設例]

01年度期首に、P社はS社の株式80%を45,000で取得し、同社を子会社とした。取得時のS社の識別可能な純資産の公正価値50,000とする。取得時の20%の非支配株主持分の公正価値は14,000とする。

この場合、当初認識時の非支配株主持分を識別可能な純資産持分割合で測定する場合及び公正価値で測定する場合がある。まず、当初認識時の非支配株主持分を識別可能な純資産持分割合で測定する場合ののれんは、対価の公正価値45,000と非支配持分10,000（純資産額50,000×非支配株主持分割合20%）の合計額55,000から純資産の公正価値50,000を控除した差額5,000である。非支配株主持分を公正価値で測定する場合ののれんは、対価の公正価値45,000と非支配持分14,000の合計額59,000から純資産の公正価値50,000を控除した差額9,000である。当初認識時の非支配持分を、識別可能な純資産持分割合で測定する場合と公正価値で測定する場合の差額は、非支配持分帰属分4,000（非支配株主持分の公正価値14,000－純資産額の公正価値50,000×非支配持分割合20%）である<sup>9</sup>。このように非支配株主持分を公正価値で評価するのか、簿価で評価するのかで違いが生じている。また、IASBは、非支配株主持分と関連させてのれんを算出しているのである。

#### 4. 結語

本稿で取り上げたのれんについては、まず Dodge [1996] 及び Taylor [1996] ののれんは親会社持分相当額のもののみであったのに対して、現行のIASBはそれに加えて非支配株主持分

<sup>9</sup> Gallimberti, Marra and Prencipe [2013] によると、当初認識時の非支配持分を公正価値で測定する場合については、非支配株主持分の価額と公正価値が等しいと捉え、全部のれん法（full goodwill method）と呼んでいる。当初認識時の非支配持分を簿価で測定する場合については、のれんの比例認識法（Proportionate recognition of goodwill）と呼んでいる。

相当額のものも認識することを認めていた。こうした違いが生じるのは、Dodge [1996] 及び Taylor [1996] が親会社の支配下にあるのれんのみを認識しようとしていることから、親会社の立場から会計処理をしていたからではないだろうか。これは、少数株主持分の表示に反映されている。すなわち、Taylor [1996] は、1985年会社法が、「真実かつ公正な概観」から、親会社持分の明細を示すことを要求していた。また Dodge [1996] では、1989年会社法の少数株主持分の表示に関する規定が紹介され、少数株主持分が純資産の小計からの控除額としてか、親会社の資本金及び剰余金に付け加えるように表示するとしている (Dodge [1996] pp.39~40)。いずれにせよ、少数株主持分と一緒にではなく、親会社持分を目的としていたことが伺われる。一方、IASB は、親会社持分と同じように非支配 (少数) 株主持分も、親会社の株主資本とは区別するものの、連結資本として表示している (IFRS10 par.BCZ156 等)。

Dodge [1996] 及び Taylor [1996] が親会社の立場から会計処理を行っていたことは、のれん算出時には親会社の投資額を基にしていたことにも反映されているものと思われる。一方、IASB は非支配株主持分の評価方法により、二つののれんの額を計算していた。すなわち、持分を基に算出していた。こうした違いが生じるのはなぜだろうか。そこで次に公正価値の測定が1985年会社法では規定されておらず、IASB では規定していたことも合わせて考察していくことにする。

現在、国際会計基準を主導しているヨーロッパが、国際的調和化に大きく変化していったのは1995年であり、そのときには IASC と証券監督者国際機構 (IOSCO) との合意があったことが指摘されている (Gallimberti, Marra & Prencipe [2013] p.22)。すなわち、IASB は証券市場との関わりを問題としていると思われる。その場合、企業集団が証券市場から調達した資本が第一に問題になると考えられる。企業集団が調達した資本とは、親会社持分だけではなく、非支配株主持分も合わせたものとなるだろう。これらは、連結貸借対照表の貸方の純資産に計上される。このように考えると、非支配株主持分に見合う分ののれんとして計上していくこととなる。これは、借方においては、調達した資本をどのように運用したのかなどが示されることとなる。したがって、借方に計上される資産の金額は、調達した持分を基に決定されることになるが、連結の場合、調達した持分については調達時すなわち子会社取得時に再測定しなければならないと IASB は考えているのではないだろうか。そのため、測定方法も規定する必要が出てくると思われる。一方、会社法では従来から株主及び債権者の保護を第一に考えている。そこで、出資したり、企業集団に貸し付けたりして、現在企業集団と関わりを持つ個人と企業集団との関係を取り扱っていることとなる。ここでは、個人が出資した資本が維持されているかどうかの確認が重要となる。資本維持を理念とすると資産評価は所与となる (安藤[1997]p.178) とすると、1985年会社法は測定までは規定する必要はなかったと考えられる。もし規定する必要があるとしたら、それは既述の「真実かつ公正な概観」に照らし、適切な会計実務の基準を参考にすれば良かったことになる。1985年会社法は、企業集団に出資した個人として保護すべきは、あくまでも親会社の株主及び債権者だったであろう。彼らが請求権を持っているのは、

究極的には親会社持分に対してである。そこで、親会社の持分が維持されているかどうか、そして親会社持分相当の資産が計上されているかどうかの計算が行われているかどうか、1985年会社法では重要だったのかもしれない。

#### 参考文献

- 安藤英義 [1997]『商法会計制度論』白桃書房。
- ASB [1994], *FRS6: Acquisitions and Mergers*.
- ASC [1984], *SSAP22: Accounting for Goodwill*.
- ASC [1985], *SSAP23: Accounting for Acquisitions and Mergers*.
- Companies Act 1985 (www.legislation.gov.uk).
- Dodge, R. [1996], *Group Financial Statements*, An International Thomson Publishing Company (London).
- FASB [2001], *SFAS141: Business Combinations*.
- FASB [2001], *SFAS142: Goodwill and Other Intangible Assets*.
- Gallimberti, C. M., Marra, A., Prencipe, A. [2013], *Consolidation preparing and understanding consolidated financial statements under IFRS updated to the new IFRS10 and 11*, McGraw-Hill Education (Milano).
- IASB [2002], *ED3 Business Combinations*.
- IASB [1976], *IAS3: Consolidated Financial Statements*.
- IASB [1989], *IAS27 Consolidated Financial Statements and Accounting for Investments in Subsidiaries*.  
(邦訳 日本公認会計士協会国際委員会訳 [2001]『国際会計基準書2001』同文館)
- IFRS財団編 企業会計基準委員会監訳 公益財団法人財務会計基準機構監訳 [2016]『IFRS基準2016』中央経済社。
- 池田唯一 [2016]「基調講演「会計基準をめぐる取組みの変遷と FASB/ASBJ に対する期待」」『季刊会計基準』55号 (12月)。
- 神納樹史 [2005]「親会社持分の重要性について—SS7号とARB51号を拠り所として—」『上武大学経営情報学部紀要』28号 (12月)。
- 川島いづみ, 中村信男「イギリス2006年会社法(1)」『比較法学』41巻2号 (2008年1月1日)
- 菊谷正人 [2005]「英国におけるのれん会計の展開」『イノベーション・マネジメント』2号。
- 横康弘 [2016]「『のれん及び減損に関する定量的調査』の解説」『季刊会計基準』54号 (9月)。
- 新田忠誓 [1996]「貸借対照表・貸方の見方」『会計』149巻6号 (6月)。
- Nobes, C. & Parker, R., ed. [1981], *Corporate International Accounting*, Philip Alan.
- Schwentke, H. R. [2002] *Accounting for Mergers and Acquisitions in Europe*, International Bureau of Fiscal Documentation (Amsterdam).
- 武田安弘 [1982]『企業結合会計の研究』白桃書房。
- Taylor, P. A. [1996], *Consolidated Financial Statements*, Paul Chapman Publishing Ltd (London).

(付記) 本稿は科学研究費補助金(若手研究B 課題番号25780281)の助成を受けて進められた研究成果の一部である。